

## 利根町教育委員会定例会会議録

平成 31 年 2 月 20 日 午後 4 時 30 分開会

### 1. 出席委員

教 育 長	杉 山 英 彦 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君

### 1. 欠席委員

な し

### 1. 出席事務局職員

学校教育課長	大 越 克 典 君
指 導 室 長	直 井 由 貴 君
生涯学習課長	野 田 文 雄 君
学校教育課長補佐	河 村 明 君
学校教育課係長	布 袋 哲 朗 君

### 1. 議 事 日 程

#### 議 事 日 程

平成 31 年 2 月 20 日（水曜日）

午後 4 時 30 分開会

- 日程第 1 報告第 2 号 教育委員会職員人事異動の報告について  
報告第 3 号 平成 30 年度利根町教育支援委員会諮問件数及び審議結果報告について  
報告第 4 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（平成 31 年 1 月分）について
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 30 年度利根町一般会計補正予算（第 4 号）教育関係予算の意見の申出について  
議案第 2 号 平成 31 年度利根町一般会計予算教育関係予算の意見の申出について

日程第 3 諮問第 1 号 利根町文化財保護審議会への諮問について

日程第 4 その他

利根町公民館運営審議会・生涯学習センター運営協議会からの答申について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 2 号 教育委員会職員人事異動の報告について

報告第 3 号 平成 30 年度利根町教育支援委員会諮問件数及び審議結果報告について

報告第 4 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（平成 31 年 1 月分）について

日程第 2 議案第 1 号 平成 30 年度利根町一般会計補正予算（第 4 号）教育関係予算の意見の申出について

議案第 2 号 平成 31 年度利根町一般会計予算教育関係予算の意見の申出について

日程第 3 諮問第 1 号 利根町文化財保護審議会への諮問について

日程第 4 その他

利根町公民館運営審議会・生涯学習センター運営協議会からの答申について

---

午後 4 時 30 分開会

○教育長（杉山英彦君） お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。人権問題講演会に引き続き、遅い時間からの教育委員会定例会でございますけれども、よろしくお願いたします。

きょうご審議いただく議案は、報告 3 件、議案 2 件、諮問 1 件の計 6 件でございます。

審議案件が多く、説明、質問等多々あるかと思いますが、できるだけ効率よく進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力いただければなと思っております。

議題に入ります前に、報告第 2 号 教育委員会職員人事異動の報告につきましては、人事案件のため、また、報告第 3 号 平成 30 年度利根町教育支援委員会諮問件数及び審議結果報告につきましては、個人情報を含む案件のため、また、議案第 1 号 平成 30 年度利根町一般会計補正予算（第 4 号）教育関係予算の意見の申出及び議案第 2 号 平成 31 年度利根町一般会計予算教育関係予算の意見の申出につきましては、平成 31 年第 1 回議会定例会で審議を予定している案件なので、町長の公正、円滑な町政執行を確保する観点から非公開にしたいと思っておりますがいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 2 号、第 3 号及び議案第 1 号、第 2 号は、非公開といたします。

---

○教育長（杉山英彦君） それでは、日程第 1、報告第 2 号 教育委員会職員人事異動の報告についてを議題といたします。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、報告第 2 号 教育委員会職員人事異動の報告につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、報告第 3 号 平成 30 年度利根町教育支援委員会諮問件数及び審議結果報告についてを議題といたします。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、報告第 3 号 平成 30 年度利根町教育支援委員会諮問件数及び審議結果報告につきましては、原案のとおり承認いたします。

報告第 4 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認の平成 31 年 1 月分についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するもので、4 件の申請があり、承認いたしました。

別紙をご覧ください。

まず 1 件目ですが、利根町凧あげ大会実行委員会が平成 31 年 2 月 11 日（月）の建国記念日に、利根緑地運動公園において「第 24 回利根町凧あげ大会」を開催いたしました。大空とのふれあいの中で喜びを共有し、友情を育みつつ、民俗文化を継承することを目的としております。

2 件目ですが、公益財団法人 取手市文化事業団が平成 31 年 5 月 11 日（土）と 12 日（日）の 2 日間、取手市市民会館において、とりで・市民ミュージカル公演「鬼の涙が見た未来～ときをこえた手紙～」を上演いたします。新たな文化資源の発掘と創造を目指して、地域の皆さんとオリジナルミュージカルを企画・制作し、幅広い市民文化の交流による新しい市民文化の創出と心の絆を築き、地域コミュニティを活性化させることを主な目的としております。

3 件目ですが、合唱団アンサンブルKが平成 31 年 10 月 27 日（日）に、「第 1 回定期コンサート」を利根町公民館で開催いたします。練習の成果を利根町の皆様に発表し、一緒に楽しむとともに、合唱を通して利根町に貢献することを目的としております。

次のページをお開きください。4 件目ですが、利根町「町民絵画展」実行委員会が平成 31 年 5 月 11 日（土）から 17 日（金）までの 7 日間、利根町役場イベントホール及び多目的ホールにて、利根町「町民絵画展」を開催いたします。町の活性化と文化芸術のまちづくり及

び多くの絵画愛好家に町の魅力の発信を図ることを目的としております。

報告第4号の説明は、以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（平成31年1月分）については、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、日程第2、議案第1号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）教育関係予算の意見の申出についてを議題といたします。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、議案第1号の平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）教育関係予算の意見の申出につきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、議案第2号 平成31年度利根町一般会計予算教育関係予算の意見の申出についてを議題といたします。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、議案第2号 平成31年度利根町一般会計予算教育関係予算の意見の申出につきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、日程第3、諮問第1号 利根町文化財保護審議会への諮問についてを議題といたします。

担当課長より説明を求めます。お願いします。

○生涯学習課長（野田文雄君） 諮問第1号 利根町文化財保護審議会への諮問ということで、参考資料を見ていただきたいと思えます。

今回、奥山泉光寺檀徒総代より、杉野東山篆額について、利根町指定文化財指定申請書が提出されましたので、調査を実施してございます。由来または沿革について、題字は「閑通圓（えんつうかく）」、その次をめくっていただきますと、カラーで資料も載ってございます。年代、嘉永3年10月30日（西暦1850年 江戸時代）、作者、杉野東山（本名 杉野利恭）、布川に生まれ、嘉永4年に83歳で亡くなっておられます。

この杉野東山でございますが、金比羅神社にも奉納されている篆額がございまして、そち

らにつきましては、昭和54年6月に利根町の指定有形文化財に指定されてございます。保存管理、管理者又は管理団体でございますけれども、泉光寺の檀徒総代、住職の笹本純生氏でございます。

保存状態でございますが、私も見てきましたが、現物は本堂の正門に設置されてございまして、全体に漆を塗ったような形跡が見られますが、劣化してほとんどはげているので、木が露出してございます。文字の部分は白色で着色されてはいますが、こちらは大分かすれているような状況でございます。「東山」の文字も辛うじて確認はできる場所ですけれども、保存状態が悪いのが悔やまれるような状況でございます。

以上、作者と時代はわかっているのですが、ほかにも「東山」の作品が存在すること、文化財としての保存状態が余りよろしくないということで、このまま指定するには問題があるのかというように考えているところでございます。

説明は以上です。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員（佐藤忠信君） 文化財で大分傷んできているものって、よく補修とかすると思うのですけれども、元へ戻すような「復元」といいますね。特にそういうことでは考えていないですか。

○生涯学習課長（野田文雄君） 補修につきまして、茨城県の歴史館等の先生方にお聞きしたところですが、文字については補修してはいけないということでございまして、例えば、写真を見てもらうとわかると思いますが、額縁ですとか、そういうものの補修は可能ですが、書いた文字（白くなっている部分）についての補修というのは余りしてはいけないということでお話を聞いてございます。

そして、なおかつ外にあるものですから、その辺もいろいろ確認しましたが、補修後また外に置くのであれば、直してもまた劣化してしまうというところがありまして、保存状態を保つのであれば、例えば室内のそれなりのところに置かないと厳しいということをお話聞いてございます。

こうした篆額ですけれども、補修をするとなっても、かなりの金額がかかると聞いておるところでございます。

○教育長（杉山英彦君） そうすると、文化財指定になった場合は、町が管理する形になるのでしょうか。

○生涯学習課長（野田文雄君） 今、財政から言われているのは、これから補助の要綱等をつくりまして、例えば町が3割とか4割とか、持ち主が7割とか6割とかという負担して補修していくという考え方が一般的ではないかなと見ているところでございます。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 文化財に指定されれば、その要綱による補修の対応になるのでしょうかけれども、補修されていないこの状態で文化財の認定をすれば、この写真の状態で文化財を認定することになりますので、これ以上の補修というのは基本的にできない

のではないかと思います。

○委員（石井 豊君） この写真の原本で登録されるわけですよね。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） そうですよね。現状では、そういう形なると思うので、町で指定された写真を見ていただくと、きれいな状態で指定されていますので、この状態であれば、指定後に劣化して補修が必要になれば、補助金を出すというのも可能だと思いますが、今の段階でこの状態で指定するのかどうかというのは、文化財保護審議会の委員の意見を聞いていただくという形になると思います。

○委員（石井 豊君） やっぱり基本的には、所有者が保管、保存ですよね。

○生涯学習課長（野田文雄君） 今の文化財保護条例施行規則の規定でいきますと、補修等は所有者になっています。ただ、予算が許す限りは町でも補助することができるようにはなっています。

○生涯学習課長（野田文雄君） あと、もう1点ほどお話をさせていただきたい点がありまして、今回の利根町指定有形文化財の申請人の方の中に、利根町文化財審議委員会委員になっている方がございまして、これから諮問するわけですが、指定申請の協議等になりました場合には、説明には出席していただきますが、協議につきましては申請者になりますので、除外する形をとりたいと思います。

○委員（石井 豊君） それこそ、除くしかないですよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（野田文雄君） はい、退席していただけるように話をするしかないのかなと思ってございますので、補足して説明いたします。

○教育長（杉山英彦君） 教育委員会でこの諮問を承認した場合、今後、文化財保護審議会を開いて文化財として認定するようになる。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 文化財の指定をするために、文化財としての価値があるかどうかなどの諮問をするので、専門的な知識を持った文化財保護審議会に諮問して、答申を受けた結果、文化財に指定するのが望ましいというようなことになれば、今度は「利根町指定有形文化財の指定について」という議案を提出し、教育委員会で承認されれば、「平成何年何月何日、利根町指定有形文化財指定」という形になると思います。

文化財を指定すると、おそらく、県のほうにも報告したり、告示したりとかあると思います。

ですので、その辺も含めて専門家の方に諮問するという議案でよろしいわけですよね。

○生涯学習課長（野田文雄君） はい。

○委員（佐藤忠信君） 要は、参考資料の事務局調査の下にある「修復の必要な作品であり、現物の保存状態が悪いことから、このまま指定するには問題が残る」という部分ですよね。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） そうです。この辺のことも含めて諮問していただいて、答申をいただければと思います。

この状態でも歴史的価値があり、どうしても町指定にしたほうが良いという答申になる

のか、その辺も含め専門家の方に意見を伺い答申してもらいたいと思います。

○委員（石井 豊君） わかりました。

○教育長（杉山英彦君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、諮問第1号 利根町文化財保護審議会への諮問につきまして、原案のとおり承認いたしたいと思います。

---

○教育長（杉山英彦君） 日程第4, その他。

利根町公民館運営審議会・生涯学習センター運営協議会からの答申について、生涯学習課長から説明を願います。

○生涯学習課長（野田文雄君） それでは、配布しました資料の4ページをお開きください。こちらが「利根町公民館運営審議会に対する諮問について」ということで、社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次の事項のご意見をいただきたく諮問いたしますということです。

1. 諮問事項、①社会教育法から地方自治法への施設変更について

②公民館使用料の減免の見直しについて

諮問の理由といたしまして、当公民館は昭和60年に開館し、社会教育法第20条の「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」に即し事業を開催してまいりましたが、同法第23条に「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」は、行ってならないとされておりますので、有料のイベント等への貸し出しはできない状況でしたが、町の活性化や町民の皆様方にもより多くの芸術作品に触れていただくためにも、社会教育法から地方自治法への施設変更についてのご意見を求めます。

また、公民館が使用料減免の見直しについては、文化協会・体育協会所属団体は、自分たちが楽しむサークル活動以外に、町民全体を対象とした「まちづくり事業」や「青少年育成事業」などに積極的にボランティアとして協力し、まちづくりに寄与するため、一般料金とは異なり、減免されております。

このような状況から、文化協会・体育協会所属団体以外の団体の方から、公共施設の使用料は平等にしてほしいとの要望が多数寄せられておりますので、この事項について、貴審議会のご意見を求めます。ということが、第1点でございます。

第2点ですけれども、資料2でございます。

利根町生涯学習センター運営協議会に対する諮問ということで、利根町生涯学習センター設置及び管理に関する条例第15条に基づき、次の執行についてご意見をいただきたく諮問いたします。

1, 諮問事項としましては, 利根町生涯学習センター使用料減免見直しについて。

2, 諮問理由, 生涯学習センター使用料減免については, 町外一般料金に対し, 社会教育関係団体等は 4 分の 1 の減免となっております。このような現状から, 社会教育関係団体以外の団体から, 公共施設使用料の平準化について, 多数要望が寄せられているため, 貴運営協議会の意見を求めますということでございます。

続きまして, 資料の 12 ページをお願いいたします。この審議会の開催経過等でございます。

第 1 回が平成 30 年 7 月 4 日に開催いたしまして, 利根町社会教育 5 委員会を開催してございます。この中で, この利根町公民館の社会教育法から地方自治法への施設変更, 現状と変更した場合の説明及び利根町公民館使用料の現状について, それから, 利根町生涯学習センター使用料の現状について, 布川地区コミュニティセンター条例一部見直しについて説明をいたしました。

2 回目といたしまして, 平成 30 年 8 月 30 日に利根町社会教育 5 委員会を開催いたしました。内容でございますが, 利根町公民館の施設変更に伴うメリット・デメリットについて説明等を行いました。並びに, 近隣市町村の公民館使用料及び減免等の説明をいたしました。

続きまして, 平成 30 年 10 月 25 日に, 利根町社会教育 5 委員会の方々から, 定期利用団体の方のご意見を聴取してきてくださいということで, 公民館のホールで会議を開催いたしまして, 公民館の施設変更について, それから生涯学習センター・公民館の利用料減免について, 団体の方々からご意見をいただいたところでございます。

続きまして, 平成 30 年 11 月 28 日に第 3 回の利根町社会教育 5 委員会を開催してございます。この中で利根町公民館の施設変更についての審議, それから, 利根町公民館, 利根町生涯学習センターの使用料見直しについての審議, それから布川地区コミュニティセンターの条例事務見直しについての審議をしていただきました。

続きまして, 平成 30 年 12 月 19 日に利根町社会教育 5 委員会を開催いたしました。その中でも, 利根町公民館の施設変更について, 利根町公民館, 利根町生涯学習センターの使用料見直しについて, 布川地区コミュニティセンター条例の一部見直しについて審議をさせていただきます。

翌平成 31 年 1 月 31 日に第 5 回の利根町社会教育 5 委員会を開催いたしまして, 今回これからお話しいたします答申書の作成を行いました。

それでは, 資料の 2 ページの「答申書」でございます。

利根町公民館からの諮問事項①としまして, 「利根町公民館の社会教育法から地方自治法への施設変更について」ということでございます。今まで, 公民館は誰でも気軽に集い, 人づくり, 地域づくりに貢献してきました。また, 芸術文化・趣味を通じて日常生活, 利用者団体の発表会, 展示会等を開催し, 利根町の生涯学習の核として町民の学びを支援して機能を果たしてきました。

今後, 時代のニーズに合わせ, 地域の特色を踏まえた新たな機能を加えることで, 町民の

より深い学びと活力を生み、利根町らしい地域づくりを進めるためには、社会教育法から地方自治法への施設変更をすることが望ましいという結論に達しました。

また、施設変更に伴い法律に基づいた管理体制になるよう、条例の制定については慎重な協議を要望いたしますということでございます。

続きまして、諮問事項②といたしまして、「利根町公民館使用料減免の見直しについて」でございます。昭和60年に公民館が設立されました。当時は、文化協会や体育協会の活動を支援する手段の一つとして、思い切った減免措置等を行い様々な文化サークル、体育サークルが生まれ育ちました。その結果、現在はその規模・活動内容等が充実してきてだけでなく、多くのサークルが生まれました。

また、公民館設立から33年という月日が経ち老朽化が進んでいます。経年劣化と共に施設維持の経費等がかかるようになり、今まで以上に日々点検・修繕をすることが急務となりました。今後も町民が安心・安全に施設を使い活動できるようにする必要があります。

このようなことから、使用料減免については、町民の公平・公正性を保つため、現在、減免を行っている社会教育関係団体のほか、趣味の活動や様々な学習活動を目的とした利根町民の割合が5割を超える団体等についても減免の対象にし、それぞれ減免率は50%が望ましいという結論に達しました。

続きまして、利根町生涯学習センターからの諮問事項①としまして、「利根町生涯学習センター使用料減免の見直しについて」でございます。

利根町生涯学習センター、利根町公民館は共に、全町民の文化、体育活動の重要な施設であります。したがって、利根町公民館の「使用料の減免の見直し」に伴い、利根町生涯学習センターの「使用料の見直し」についても、50%の減免が望ましいという結論にしました。

以上で説明は終わります。

○教育長（杉山英彦君） 説明をしていただきました。

ご意見、ご質問ございますか。

この「答申書」をいただいて、この後は、どのように進めるのですか。

○生涯学習課長（野田文雄君） この後、「この答申の内容でよろしいでしょう。」となれば、減免の見直しですとか、設管条例の改正がございますので、また、教育委員会で審議していただき、議会の承認をいただき施行という形になります。

○教育長（杉山英彦君） 今後の予定みたいなものはもうできているんですか。

○生涯学習課長（野田文雄君） はい。私、個人的に考えているのは、設管条例をつくるわけですので、教育委員会、社会教育5委員会の審議を経て、9月の議会に上程し周知をしまして、翌年の4月1日から施行の流れになるのかなと思っております。

ただ、料金の減免につきましては、使用料金を変えるわけではございませんので、条例等の改正の必要はありませんので、速やかにやるのであれば、例えば4月1日からの実施等についても可能ではないかと思っています。

○委員（石井 豊君） 条例の中では、その他町長と認める場合で、その中で運用として

25%から減免しているんですよ。

○生涯学習課長（野田文雄君）　そうです。だから、条例を改正する必要がないので、教育長、町長の決裁をいただいて、周知をすれば可能だと思います。

○教育長（杉山英彦君）　ほかに何かご意見ありますか。

とりあえず答申が出ているということで、こういう方向性だということで承認することにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

○教育長（杉山英彦君）　その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君）　なければ、平成31年2月の教育委員会を閉会いたします。

午後6時06分閉会